

ムーンショット型研究開発事業 よくあるご質問 (FAQ)

No.	質問	回答
第1章 ムーンショット型研究開発事業の概要		
第2章 追加公募対象のMS目標・構想等		
第3章 プロジェクトマネージャー(PM)の募集・選考		
3-1	任期付きの職員（特任教授等）でも応募は可能ですか。	研究開発プロジェクト実施期間を通してPMに求める要件を満たす（又は見込みがある）場合においてのみ、応募は可能です。
3-2	研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。	研究開発プロジェクト実施期間中に定年を迎える等の場合においても、研究開発プロジェクト実施期間を通してPMに求める要件を満たす（又は見込みがある）ことができれば、応募は可能です。なお、面接審査の対象となった方には、補足説明資料等にて、定年等の後の予定（又は見込み）を確認させていただきます。
3-3	PM活動に加え、所属する大学や企業等の業務を実施することは可能でしょうか。	PMの要件の1つとして「可能な限り高いエフォートで専らPM活動に従事すること」を設定しております。PM活動が支障なく遂行できる方策や見込みがあるとPDの判断が得られる場合には、所属機関の当該業務を実施することは可能です。
3-4	代表機関の変更は可能でしょうか。	委託研究開発契約締結や実施規約の誓約等含め、PM活動が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、PDの承認を得ることができれば、代表機関の変更は可能です。
3-5	1 PM当たりの研究開発プロジェクトの金額に上限はありますか。	公募要領に示した通り、提案する研究開発プロジェクトの研究開発費として上限を定めておりませんが、1 PM当たりの提案時の研究開発プロジェクトの金額規模として、2022年度から2025年度の4事業年度で総額最大20億円～30億円（間接経費を含む）を目安としています。ただし、研究開発実施に際して、真に必要なと考えられる場合には、この目安金額を超えて提案されることを妨げるものではありません。 なお、初期の研究開発プロジェクトの研究開発費は、採択後の作り込み時において、PDが、PDを補佐するサブPDや外部の有識者であるアドバイザー等の協力を得て判断し、決定いたします。
3-6	審査を英語で受けることは可能でしょうか。	提案書を英語で作成する、面接選考時のプレゼンテーションを英語で実施する等、一連の審査をすべて英語とすることも可能です。ただし、使用言語は日本語または英語のみとさせていただきます。
3-7	PMは個人として応募するのですか、法人として応募するのですか。	PMへの応募は個人で行っていただきます。 なお、提案時に代表機関候補に所属していることは必須要件ではありませんが、採択後、作り込み終了時まで（作り込みは約1ヶ月間）に、日本の法人格を有し国内に活動拠点を有する代表機関に雇用されていることを要件としています。

ムーンショット型研究開発事業 よくあるご質問（FAQ）

No.	質問	回答
3-8	PMは同一提案の中で課題推進者としても参加することができますか。	PMは専らマネジメントを行っていただきます。ただし、研究開発プロジェクトの一部の研究開発をPM自らが実施することが成果を得る上で極めて効果的であるとPDが判断した場合は、課題推進者として研究開発に参画することを認める場合があります。
3-9	既存研究開発プロジェクトとの連携のアイデアを提案するに当たり、上記プロジェクトの情報はどこで入手できますか。	既存研究開発プロジェクトの情報については、ウェブサイト上に掲載されている研究概要をご参照ください。既存PMから直接の情報収集や事前調整は行わないでください。さらなる情報が必要な場合は、PMの経歴・研究業績等をご参照頂き、既存研究開発プロジェクトの内容を推察するなどして、提案してください。
第4章 PM採択後の研究開発推進について		
4-1	採択時点で代表機関候補に雇用されている場合、作り込み期間の活動はどのようになりますか。	採択時に、代表機関候補に雇用されている場合は、作り込み期間中はJSTと当該機関との委託契約に基づき活動していただきます。
4-2	採択時点で代表機関候補に雇用されていない場合、作り込み期間の活動はどのようになりますか。	採択時に代表機関候補に雇用されていない場合は、雇用されるまでの期間、JSTからの委嘱に基づき作り込み活動を行っていただきます。その間の活動経費は、予め精査の上、JSTが負担します。
4-3	代表機関の役割及び責務に係る経費は措置されますか。	PM活動を効果的・効率的に実施できる環境の整備、PMを補佐する者の雇用等の体制構築、代表機関内外に所属する課題推進者の研究開発の進捗管理や研究開発機関間の連携等のPM活動の支援については、代表機関の役割及び責務としていますが、これらに係る経費については、直接経費として措置することが可能です。但し、事前にJSTと協議のうえ認められた内容に限ります。 なお、代表機関等の管理部門に係る経費や研究部門で共通的に使用される物品等に係る経費など、間接経費による支出が適当と考えられる経費の措置は出来ません。
4-4	データマネジメントでは何をすれば良いですか。	研究データのうち管理対象とするデータの範囲や保存・共有・公開等の区分等を定めたデータマネジメントプラン（DMP）を策定し、研究開発計画書と併せてJSTに提出いただきます。また、このDMPに基づき、研究者から管理対象データのメタデータを集約し、JSTに提出いただくとともに、研究者間の情報交換や研究データの保存・共有・公開を促していただきます。

ムーンショット型研究開発事業 よくあるご質問 (FAQ)

No.	質問	回答
4-5	研究開発プロジェクト実施期間中に、PMの交代は可能ですか。	提案者に求める要件の1つに、「研究開発プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者として研究開発プロジェクト全体の責務を負えること」を設定しております。そのため、研究開発プロジェクト実施期間の途中で応募要件が満たされなくなった場合、PMは解任となります。なお、その場合の研究開発プロジェクトの取扱については、PD等とも協議しながら検討をいたしますが、状況によっては研究開発プロジェクトの中止も考えられます。
4-6	課題推進者は研究実施機関毎に分けて記載するのですか。	課題推進者とは、「PMが指示した研究開発プロジェクトにおける研究開発の分担内容を実施する者」を指します。提案書では、提案する研究開発プロジェクトの実施に必要な不可欠な者を記載していただければよく、研究実施機関毎ではありません。 詳しくは、公募要領1.1.3(2)、4.1.3、提案書様式1、様式別紙をご参照下さい。
4-7	研究開発プロジェクトの課題推進者について人数の制限や何名程度といった想定はありますか。	研究開発プロジェクトの課題推進者について、人数の制限や想定する人数はありません。
4-8	海外機関の研究者を課題推進者とすることは可能ですか。	海外の研究開発機関の研究者を課題推進者とすることは可能です。なお、当該機関は、原則としてJSTが提示する内容で委託研究開発契約を締結しなければなりません。詳しくは公募要領4.8(2)をご参照ください。
4-9	代表機関はいつからPMの活動を支援するのですか。	PM採択後の作り込み内容には、代表機関によるPM活動に対する支援体制の構築等も含まれます。採択後速やかにPM活動の支援を開始していただくようお願いいたします。
第5章 応募に際しての注意事項		
5-1	PMとして応募し、かつ主要な課題推進者として他の応募に参加することは可能ですか。	応募は可能です。ただし、それらの応募が共に採択候補となった場合や研究開発プロジェクトの作り込みの過程などで、「不合理な重複・過度の集中」の観点から、研究開発費の減額や課題推進者としての参画を認めない等の調整を行うことがあります。
5-2	同一研究者が複数の研究開発プロジェクトに課題推進者として参加することは可能ですか。	複数の提案書に同一研究者が課題推進者として記載されていても差し支えございません。ただし、同一研究者が課題推進者として記載された提案が複数採択された場合は、研究開発内容や規模等を勘案した上で、PDの判断により、研究開発費の減額や当該研究者が参画する研究開発プロジェクトのうち、一部の課題の参画を認めない等の調整を行うことがあります。公募要領5.2もご参照下さい。

ムーンショット型研究開発事業 よくあるご質問（FAQ）

No.	質問	回答
5-3	複数のMS目標にPMとして応募することはできますか。	複数のMS目標に対し、一人の提案者が研究開発プロジェクトに応募することは可能です。また、ムーンショット目標8、9にPMとして応募中の方が本公募でPMとして応募することは可能です。 ただし、それらの提案が共に採択候補となった場合に、PDの判断により調整を行うことがあります。
5-4	ムーンショット目標1～7において既にPMとして研究開発プロジェクトを推進していますが、今回公募するムーンショット目標にPMとして応募することはできますか。	既に研究開発プロジェクトが開始されているムーンショット目標（1～7）においてPMの立場にある方も、応募は可能です。なお、全実施期間を通じ、責任者として研究開発プロジェクト全体の責務を負えるかなど、公募要領3.1.1「PM候補者として、提案者に求める要件」に記載の要件が十分に満たされるかも評価します。
第6章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について		
6-1	各課題推進者のe-Rad登録は必要ですか。	各課題推進者について、応募時点でe-Rad登録は必須ではありません。
研究開発プロジェクト提案書（記入要領）		
7-1	提案書のファイル容量制限について	PDFに変換した研究開発プロジェクト提案書の容量は、3MB以内を目途としてください。（なお10MBを超えるファイルは、アップロードできません）。
7-2	推薦状No.1の執筆者は、代表機関となる見込みの機関の「長」とありますが、大学等の場合、学長に限らず提案者所属の部局長でも宜しいでしょうか。	代表機関候補（見込み含む）の学長に限らず、提案者が所属する（見込み）部局の部局長が推薦者となることでも差し支えありません。推薦状の趣旨に鑑み、提案者がPMとしてふさわしい活動をしていただけるか、その推薦理由を適切に記載頂ける方を想定しています。なお、PM採択後、速やかにPMの代表機関として契約締結することを想定しており、代表機関候補（見込み含む）からの推薦状には、その確認の意図もございます。

ムーンショット型研究開発事業 よくあるご質問 (FAQ)

No.	質問	回答
7-3	推薦状No.2の提出は必須ですか。	推薦状No.2の海外機関に所属する人物からの推薦状は必須ではありませんが、国内外のトップ研究者や若手・シニアなど多様な研究者の英知を結集するという本事業の趣旨に鑑み、提出を推奨します。
7-4	提案書に課題推進者のもとで研究を担当する研究者を記載する必要はありますか。	課題推進者のもとで研究に参加される方について提案書に記載いただく必要はありません。
7-5	推薦状（日英）について、サイン（署名）は必要ですか。	サイン（署名）は必要ありません。
7-6	PM のマネジメント活動に係る費用は提案書の予算計画に含めますか。	提案書の研究開発費に含めてご提案ください。なお、PM活動を効果的・効率的に実施できる環境の整備、PMを補佐する者の雇用等の体制構築、代表機関内外に所属する課題推進者の研究開発の進捗管理や研究開発機関間の連携等のPM活動の支援については、代表機関の役割及び責務としていますが、これらに係る経費については、直接経費として措置することも可能です。
7-7	PMが課題推進者としての参画も想定している場合、提案書【様式8】「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」における本事業のエフォートは、課題推進者としてのエフォートも含めて記入すべきですか。	課題推進者としてのエフォートについては、欄を追加して値を記入してください。提案書【様式8】では、「PMとして採択され、かつ、課題推進者としての参画がPDにより認められた場合」に各事業に従事する際のエフォートを記入してください。
7-8	提案書の書式（文字修飾、フォント、行間など）を変えても良いですか。	書式の変更を行っていただいて問題ございません。
7-9	提案書様式の各項目について、記入すべき内容について黒字・青字斜体で指示が記載されていますが、いずれも削除して良いですか。	青字斜体の指示内容については削除が可能です。黒字で記載された指示内容は削除されないようお願いいたします。 例えば、【様式2】の「1. 現時点から2050年のムーンショット目標達成に至るまでのシナリオ」について、「本提案による、現時点から2050年のムーンショット目標達成に至るまでのシナリオについて、適宜目標年次を挙げながらご説明ください。」という指示内容は削除しないでください。これより後の青字斜体の指示内容は削除可能です。

ムーンショット型研究開発事業 よくあるご質問 (FAQ)

No.	質問	回答
その他		
8-1	提案する研究開発の内容に関する相談については対応していただけますか。	研究開発プロジェクトの内容に関する個別のご相談は、公平性を担保する観点から承っておりません。
8-2	公募要領の英語版はありますか。	公募要領の英語版を以下ウェブページに公開しています。 https://www.jst.go.jp/moonshot/en/application/202112/index.html